出　生　届

令和　　年　　月　　日届出

長　殿

受理	令和　年　月　日 第　号			午前・午後　時　分受付		
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附　票	住民票	通　知

(1)	生まれた子	子の氏名（よみかた）（外国人のときはローマ字を付記してください）	氏	名	父母との続き柄 □嫡出子 □嫡出でない子（□男 □女）
(2)		生まれたとき	令和　年　月　日	□午前 □午後　時　分	
(3)		生まれたところ	番地 番　号		
(4)		住所（住民登録をするところ）	（よみかた） 世帯主の氏名	世帯主との続き柄 □子 □（　）	
(5)	生まれた子の父と母	父母の氏名 生年月日（子が生まれたときの年齢）	父 年　月　日（満　歳）	母 年　月　日（満　歳）	
(6)		本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地 番	筆頭者の氏名	
(7)		同居を始めたとき	年　月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）		
(8)		子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	□1．農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2．自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3．企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □4．3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □5．1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6．仕事をしている者のいない世帯		
(9)		父母の職業	（国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください） 父の職業	母の職業	
	その他				
	届出人	□1．父 □母 □2．法定代理人（　） □3．同居者 □4．医師 □5．助産師 □6．その他の立会者 □7．公設所の長			
		住所 □（4）欄に同じ			
		本籍 □（6）欄に同じ	番地 番	筆頭者の氏名 □（6）欄に同じ	
		署名（※押印は任意）	印	年　月　日生	

事件簿番号	

連絡先	電話（　） 自宅・勤務先・呼出　方

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

子が生まれた日からかぞえて14日以内に提出してください。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。子が外国人のときは、原則かたかなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

届出人は、原則として子の父又は母です。届出人が署名した後、届書を持参する方は親族、その他の方でもさしつかえありません。

◎母子健康手帳をご持参ください。

Hello Baby
birth report

出生証明書

	子の氏名		男女の別	1男　2女
	生まれたとき	令和　年　月　日	午前 午後　時　分	
(10)	出生したところ及びその種別	出生したところの種別	1病院　2診療所　3助産所 4自宅　5その他	
		出生したところ	番地 番　号	
		（出生したところの種別1～3）施設の名称		
(11)	体重及び身長	体重　グラム	身長　センチメートル	
(12)	単胎・多胎の別	1単胎　2多胎（　子中第　子）		
(13)	母の氏名		妊娠週数	満　週　日
(14)	この母の出産した子の数	出生子（この出生子及び出生後死亡した子を含む）　人 死産児（妊娠満22週以後）　胎		
(15)	1 医師 2 助産師 3 その他	上記のとおり証明する。 令和　年　月　日 （住所） 番地 番　号 （氏名）		

記入の注意

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように1、2、3の順序に従って書いてください。

浪江町イメージアップキャラクター
うけどん

※出生届の手続について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。
出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくられず、不利益を被るおそれがあります。
詳しくは法務省のホームページをご覧ください。　無戸籍　法務省